

有効期間満了日 令和10年3月31日まで

熊交規第435号

令和4年9月28日

道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う交通規制関係事務等の運用について（通達）

道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号。以下「改正法」という。）、道路交通法施行規則及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（令和4年内閣府令第54号。以下「改正府令」という。）等の施行に当たり、改正法等の趣旨、内容及び留意事項については、「道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行等に伴う交通警察の運営について（通達）」（令和4年9月28日付け熊交企第397号）により示したところであるが、改正法による改正後の道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号並びに改正府令による改正後の道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第6条の3の2及び第6条の3の3に係る交通規制関係事務等の運用上留意すべき事項は、別添「道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う交通規制関係事務等の運用について（通達）」（令和4年9月14日付け警察庁丁規発第47号）のとおりであるので、交通規制課と連携の上、適切に対応されたい。

※ 警察庁通達「道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う交通規制関係事務等の運用について（通達）」については、警察庁ホームページをご覧ください。